○東北地方整備局告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十八日　東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　気仙沼都市計画道路事業三・四・四号片浜鹿折線

三　事業施行期間　自平成二十六年七月十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮城県気仙沼市魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、魚浜町及び浜町一丁目地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十七号及び百六十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福井県三方上中郡若狭町気山二三一号成市三八番一から同町気山二七三号上辻堂四番二まで	前	一〇〇・七九～四二・二六メートル	〇〇・四六〇〇キロメートル
	後	一〇〇・七九～七〇・四七メートル	〇〇・四六〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	福井県三方上中郡若狭町気山二三一号成市三八番一から同町気山二七三号上辻堂四番二まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月二十日

○近畿地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十七号及び百六十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福井県三方郡美浜町太田一二号奇京八六番三から同町太田八号気屋尻七番一まで	前	三五・六七～五四・四三メートル	〇〇・一四〇〇キロメートル
	後	三八・四五～一三七・五六メートル	〇〇・一四〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	福井県三方郡美浜町太田一二号奇京八六番三から同町太田八号気屋尻七番一まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月二十日

○近畿地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都府相楽郡精華町大字山田小字喜殿脇四八番一から同府相楽郡精華町大字山田小字喜殿脇八番一まで	前	一九・四八～二〇・三五メートル	〇〇・〇六一〇キロメートル
	後	二〇・一五～四八・九六メートル	〇〇・〇六一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十三号	京都府相楽郡精華町大字山田小字喜殿脇四八番一から同府相楽郡精華町大字山田小字喜殿脇八番一まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月十八日

○近畿地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大津市下阪本五丁目字横田二六七四番三から同市下阪本五丁目字横田二六七三番一一まで	前	一〇〇・二一～一〇〇・五九メートル	〇〇・〇三三〇キロメートル
	後	一〇〇・二一～一〇〇・五九メートル	〇〇・〇三三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所